

2015年1月22日

各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 伊予銀行

伊予銀行における「自社株承継信託」の取扱開始について ～中国・四国地方の地方銀行で初めての取扱い～

りそな銀行（社長 東 和浩）と伊予銀行（頭取 大塚 岩男）は、信託代理業務に関する提携関係を強化し、本日より伊予銀行において、りそな銀行独自の信託商品「自社株承継信託」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。なお、本商品の取扱いは、中国・四国地方の地方銀行で初めてとなります。

「自社株承継信託」を活用することで、お客さまの様々なニーズにお応えし、円滑な事業承継をサポートいたします。

「自社株承継信託」を活用して解決できる課題

事例① 自社株を生前に後継者に譲渡した場合、その後企業オーナーが経営に関与できない

⇒ 「自社株承継信託」（議決権留保型）を利用

株式の権利のうち、財産権のみを無償で後継者に贈与ができ、株価が上昇する前に後継者に自社株を贈与。さらに経営権を一定期間確保することができる。

事例② 生前に後継者を明確にしたいが、企業オーナーの生存中は自社株を移転したくない

⇒ 「自社株承継信託」（遺言代用型）を利用

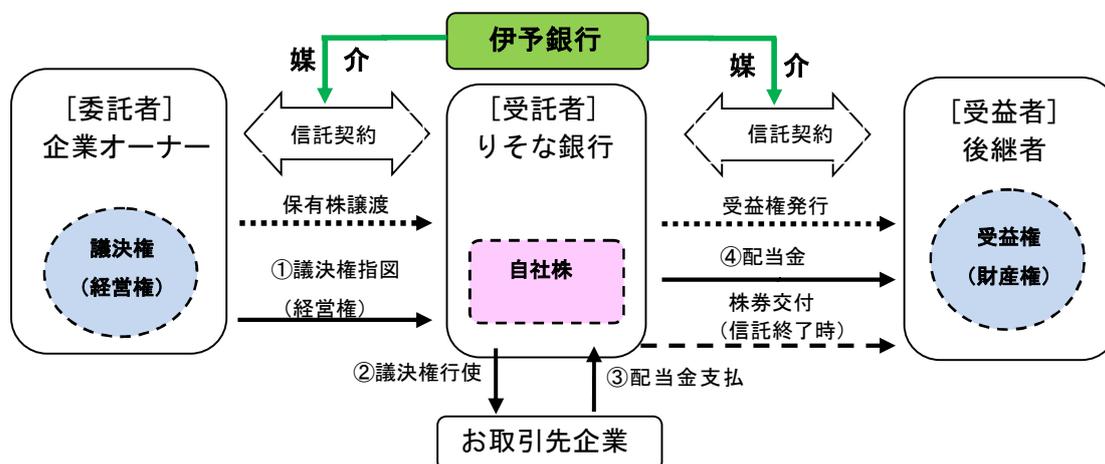
契約時点では自社株の移転は行わず、相続発生時に指定された後継者へ速やかかつ確実な自社株の交付ができる。

以上

【ご参考】

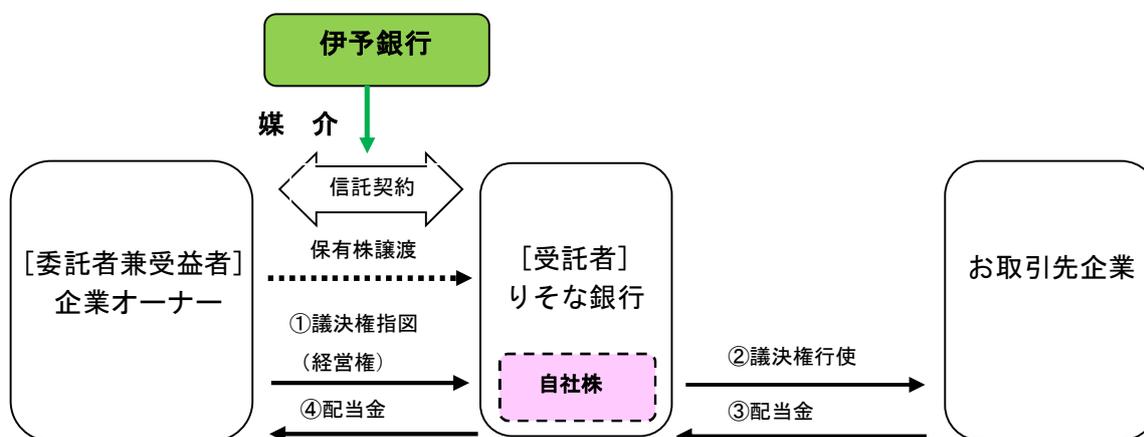
「自社株承継信託」（議決権留保型）の概要

経営権と財産権をそれぞれ最適なタイミングで譲渡したいというニーズに対応したもので、経営権は企業オーナーが保有し、財産権だけを後継者に贈与あるいは譲渡する仕組み



「自社株承継信託」（遺言代用型）の概要

速やかかつ確実に自社株式を後継者に承継したいというニーズに対応したもので、万が一の事態に備え、企業オーナーがあらかじめ株式の交付先を定めて、相続発生時に遺産分割協議を経ず株式を移転する仕組み



※ 信託終了時の取扱い…委託者である企業オーナー死亡時は、後継者に移転。

（「自社株承継信託」のご利用に際しての注意事項）

- ・「自社株承継信託」のご利用に際し、りそな銀行の受託審査があります。審査の結果次第ではご希望に添えない場合がございます。
- ・伊予銀行は、りそな銀行の信託契約代理店の立場で「自社株承継信託」のご案内をいたします。ご利用にあたっては、りそな銀行と信託契約をご締結いただきます。